

令和7年度 実績事前受付記載要領

工事区分：一般土木(企業)

	受付項目	部門	記載等に関する留意事項及び様式等	様式等	添付資料必要
企業	優良工事表彰、北海道開発局i-Con奨励賞、国土交通省インフラDX大賞及び工事成績優秀企業	各部門別	①過去2年度(令和6・令和7年度)の各部門における北海道開発局長等優良工事表彰、令和7年度の北海道開発局i-Con奨励賞、受賞決定日の翌月1日から2年間(令和5、6年度)国土交通省インフラDX大賞、令和7年度の工事成績優秀企業の認定を受けている場合を対象とする。 ②①の実績について、令和7年度実績事前受付票一般土木企業用の「優良工事表彰、北海道開発局i-Con奨励賞、国土交通省インフラDX大賞及び工事成績優秀企業欄」に表彰の有無、受賞年度、部門を記載すること。	令和7年度 実績事前受付票 一般土木 企業用	—
	過去10年度(平成27～令和6年度)の近隣地域(小樽開発建設部管内)における最終請負金額500万円以上の施工実績(部門別)	各部門別	①過去10年度(平成27～令和6年度)に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の中から近隣地域内(小樽開発建設部管内)での最終請負額500万円以上の該当部門ごとの施工実績を対象とする。 ②共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。 ③発注機関は問わない(地方自治体の施工実績でもよい)。 ④当該実績が北海道開発局の発注した工事の場合は、評定点が65点未満のものを除く。確認のため当該実績に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。 ⑤求める施工実績が一般財団法人日本建設情報総合センターのコリズに登録されている場合は、コリズの写しを添付し、登録されていない場合は、必要な実績等を証する書類等の写しを添付すること。 ⑥①の実績について、令和7年度実績事前受付票の「過去10年度(平成27～令和6年度)の近隣地域(小樽開発建設部管内)における最終請負額500万円以上の施工実績」欄と様式1-1～4に記載すること。部門ごとに記載する施工実績の件数について、5件未満の場合はすべて記載し、それ以上の場合は最大5件とする。	【様式1-1～4】 部門毎に提出	○
	災害活動の実態(災害緊急活動)	全部門	①小樽開発建設部の管内において、国、北海道、市町村又は公共施設の管理団体が所有又は管理している施設や場所に関する災害緊急活動(体制・巡回のみを対象外)を行った場合を対象とする。 ②小樽開発建設部からの要請により管外で災害緊急活動を行った場合を対象とする。 ③過去3年度(令和4年度以降提出日まで)の上記①、②に該当する活動実績がある場合を評価対象とし、要請書や活動記録等の活動したことが確認できるものの写し又は表彰状・感謝状・礼状の写しを添付すること。 ④公共施設の管理団体とは、港湾管理者、漁業協同組合、NEXCO等とする。 ⑤②に該当していることを確認できる証明書を添付すること。ただし、③の添付書類により確認できる場合は不要である。 ⑥①の実績について、令和7年度実績事前受付票一般土木企業用の「災害活動の実態(災害緊急活動)」欄と様式2-1に記載すること。	【様式2-1】	○
	災害活動の実態(防災活動)	全部門	①防災活動とは、国、地方自治体、学校を含めた防災訓練の実施や協力とする。 ②主催者や防災訓練の実施及び協力の状況並びに活動年月日が確認できる資料を添付すること。 ③過去3年度(令和4年度以降提出日まで)の上記①、②に該当する活動実績がある場合を評価対象とし、小樽開発建設部管内での実績とする。 ④①の実績について、令和7年度実績事前受付票一般土木企業用の「災害活動の実態(防災活動)」欄と様式2-2に記載すること。	【様式2-2】	○
	災害活動の実態(支援体制)	全部門	①小樽開発建設部管内において、本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資材(災害協定の資機材保有一覧における資材等)を常時保有(災害活動時にリースするものは対象外)していることとする。 ②添付資料は下記a,b,cとする。 a.倉庫については、保有状況が分かる写真及び面積が分かる登記資料等(図面を含む)の写しを添付すること。 なお、賃貸契約の場合は、契約書の写しを添付すること。 b.土地所有地については、保有状況が分かつかつ土地に出入り可能な道路が分かる写真及び面積が分かる登記資料等(図面を含む)の写しを添付すること。 なお、借地の場合は、借地契約書の写しを添付すること。 c.資材については、保有状況がわかる写真を添付すること。 ④「倉庫または土地所有地」、「資材の保有」のどちらかが片方で加点する。 ⑤①の実績について、令和7年度実績事前受付票一般土木企業用の「災害活動の実態(支援体制)」欄と様式2-3に記載すること。	【様式2-3】	○
	災害活動の実態(令和7年度小樽開発建設部管内の協定締結)	全部門	①令和7年度において、小樽開発建設部管内(以下、「管内」という。)を災害緊急活動の範囲とする防災協定を国又は地方自治体と締結している場合、若しくは国又は地方自治体と協定を締結している建設業協会等の団体の会員として災害体制に参加している者のうち、管内に本店を有する者を評価対象とする。 ②該当する場合は、その協定書や証明書の写しを添付すること。 ③国と締結している防災協定が複数ある場合は、その中から1つ選んで記載すること。複数の地方自治体と防災協定を締結している場合は、その中から1つ選んで記載すること。 ④①の実態について、令和7年度実績事前受付票一般土木企業用の「災害活動の実態(令和7年度小樽開発建設部管内の協定締結)」欄と様式3-1に記載すること。	【様式3-1】	○
	災害緊急活動を実施する際の担当者、災害対応建設機材若しくは作業船の保有状況ならびに運転・操作資格者等の確保状況について	全部門	①災害緊急活動を実施する際の担当者(状況把握、陣頭指揮、命令等の対応が可能な者)が、協定の期間中管内に配置されていること。 ②別記様式3-2に記載されている災害対応建設機材若しくは作業船が協定の期間中管内に配置されていること。 ③運転手と操作員・作業員が協定の期間中管内に配置されていること。 ④別記様式3-2に記載する災害対応建設機材を確保していることを証する資料を提出すること。	【様式3-2】	○
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業 その他これに準ずる企業について	全部門	次に掲げるいずれかの認定を受けている 1. 女性活躍推進法に基づく認定 (プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※1 2. 次世代法に基づく認定 ・プラチナくるみん・くるみん (令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) ・くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ・トライくるみん (令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業※2 3. 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3  ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。※1-1) ※1-1 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。 ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう	【様式4-1・4-2】	○

令和7年度 実績事前受付記載要領

工事区分:一般土木(技術者)

	受付項目	記載等に関する留意事項及び様式等	様式等	添付資料必要																											
	技術者の工事成績	①過去10年度(平成27~令和6年度)に完成した北海道開発局発注工事において、監理技術者(監理技術者を配置する必要のない工事は主任技術者)または現場代理人として従事した同じ工事区分(一般土木)の任意の工事1件を対象とする。 ②①の実績について、令和7年度実績事前受付票一般土木技術者用の「技術者の工事成績」欄と技術者様式①に記載し、確認できる資料を添付すること。 ③対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。 ④対象期間中に国等発注による事業促進PPP又はCM(施工段階に限る)に従事していた場合、その従事期間を除いて遡る事ができ、遡りは全従事期間の1年未満を切り捨てた期間とする。 ⑤③及び④に該当する場合は、休業等期間を証明する書類を添付すること。	【技術者様式①】	○																											
	優良工事表彰	①過去4年度(令和4~令和7年度)の各部門における北海道開発局長等優良工事表彰を監理技術者または主任技術者として受けている場合を対象とする。 ②①の実績について、令和7年度実績事前受付票一般土木技術者用の「優良工事表彰」欄に表彰の有無、受賞年度、部門を記載すること。	令和7年度 実績事前受付票 一般土木 技術者用	×																											
	技術者の資格	①取得している資格(土木施工管理技士、建設機械施工技士等)を対象とする。 ②該当する場合は、令和7年度実績事前受付票一般土木技術者用の「技術者の資格」欄に資格の種類、登録番号、検定の合格取得年月日を記載し、資格を有することを確認できる書類を添付すること。	令和7年度 実績事前受付票 一般土木 技術者用	○																											
	監理技術者資格者証等	①監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を対象とする。ただし、監理技術者資格者証は、有効期限が令和8年3月31日以降、監理技術者講習修了証は、修了年月日が令和3年1月1日以降となっていることに留意すること。 ②該当する場合は、令和7年度実績事前受付票一般土木技術者用の「監理技術者資格者証等」欄に記載し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。	令和7年度 実績事前受付票 一般土木 技術者用	○																											
技術者	CPDへの取組	①下記の団体が発行している推奨単位取得証明書を保有している場合を対象とする。 なお、(公社)農業農村工学会の場合は、農業部門限定となるので注意すること。 <table border="1" data-bbox="389 691 1701 1058"> <thead> <tr> <th>加点対象CPD実施協会</th> <th>加点対象工事区分等</th> <th>推奨基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td>一般土木</td> <td>20ユニット/1年間、40ユニット/2年間 50ユニット/3年間、60ユニット/4年間 70ユニット/5年間</td> </tr> <tr> <td>(公社)土木学会</td> <td>一般土木</td> <td>5年間で175単位 (令和5年4月1日からの2年間は年間50単位以上、それ以前は年間25単位以上)</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本技術士会</td> <td>全般</td> <td>50CPD時間/1年間、125CPD時間/3年間</td> </tr> <tr> <td>(公社)農業農村工学会</td> <td>農業工事</td> <td>15CPD時間/1年間</td> </tr> </tbody> </table> ②該当する場合は、令和7年度実績事前受付票一般土木技術者用の「CPDへの取組」欄に記載し、単位取得期間が分かる単位取得証明書を添付すること。 ③単位取得および単位取得対象期間については、下記によるものとする。 <table border="1" data-bbox="389 1129 1701 1485"> <thead> <tr> <th>取得単位</th> <th>単位取得対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「1年間」</td> <td>令和6年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の1年間</td> </tr> <tr> <td>「2年間」</td> <td>令和5年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の2年間</td> </tr> <tr> <td>「3年間」</td> <td>令和4年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の3年間</td> </tr> <tr> <td>「4年間」</td> <td>令和3年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の4年間</td> </tr> <tr> <td>「5年間」</td> <td>令和2年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の5年間</td> </tr> </tbody> </table>	加点対象CPD実施協会	加点対象工事区分等	推奨基準	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	一般土木	20ユニット/1年間、40ユニット/2年間 50ユニット/3年間、60ユニット/4年間 70ユニット/5年間	(公社)土木学会	一般土木	5年間で175単位 (令和5年4月1日からの2年間は年間50単位以上、それ以前は年間25単位以上)	(公社)日本技術士会	全般	50CPD時間/1年間、125CPD時間/3年間	(公社)農業農村工学会	農業工事	15CPD時間/1年間	取得単位	単位取得対象期間	「1年間」	令和6年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の1年間	「2年間」	令和5年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の2年間	「3年間」	令和4年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の3年間	「4年間」	令和3年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の4年間	「5年間」	令和2年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の5年間	令和7年度 実績事前受付票 一般土木 技術者用	○
加点対象CPD実施協会	加点対象工事区分等	推奨基準																													
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	一般土木	20ユニット/1年間、40ユニット/2年間 50ユニット/3年間、60ユニット/4年間 70ユニット/5年間																													
(公社)土木学会	一般土木	5年間で175単位 (令和5年4月1日からの2年間は年間50単位以上、それ以前は年間25単位以上)																													
(公社)日本技術士会	全般	50CPD時間/1年間、125CPD時間/3年間																													
(公社)農業農村工学会	農業工事	15CPD時間/1年間																													
取得単位	単位取得対象期間																														
「1年間」	令和6年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の1年間																														
「2年間」	令和5年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の2年間																														
「3年間」	令和4年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の3年間																														
「4年間」	令和3年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の4年間																														
「5年間」	令和2年4月1日～事前受付資料提出日までの任意の5年間																														